

第36回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年6月20日（火）【午後3時05分開会】

1. 開催日時 令和5年6月20日（火）午後3時05分から午後4時30分
2. 開催場所 壬生町役場 大会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己 2番 大橋 好一 3番 高橋 敏雄 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治 7番 琴寄 成人 8番 清水 利通 9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
川嶋 敏雄 推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
日程第6 議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第7 議案第6号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について
日程第8 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第9 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第10 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第11 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他 事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 齋藤純一

主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和5年6月20日（火）【午後3時05分開会】

- 局長 定刻を少し過ぎましたが、ただ今より第36回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりません。また、川嶋 敏雄推進委員にも出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 みなさん、こんにちは。梅雨の中休みの熱い中、また、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

残すところ、来月の19日の総会とであと2回となりますが、大変ご苦勞様でございました。この間、壬生町観光協会の定期総会に出席しまして、今日の「その他」の件でもありますが、町長に話を振られ、ふるさと祭りの花火の協賛という事です。協力させていただきますと答えておきました。そこで、局長と相談し3万円を現在の農業委員で協賛するという事でご理解をいただきたいと思ます。推進委員も含めた全員、25名での協賛となります。

今日は総会后、懇親会があります。3年間、皆さんにお世話になりましたので、懇親会を開催することになりましたが、スムーズに総会を終了しまして、懇親会を行いたいと思ます。どうぞよろしく願いたします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、6番 高橋 宏治 委員、7番 琴寄 成人 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 係長を指名いたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

5月23日 火曜日 壬生町農業再生協議会通常総会が、役場 大会議室で行われ、梁島源智会長、営農集団の清水利通農業委員、大橋好一農業員と私が出席いたしました。

5月26日 金曜日 常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長が出席いたしました。

5月30日 火曜日 全国農業委員会会長大会及び栃木県選出国會議員に対する要請活動が、東京都 文京シビックホール及び衆議院第二議員会館において行われ、梁島源智会長と齋藤純一主任が出席いたしました。

5月30日 火曜日 下野農業協同組合通常総代会が、栃木市文化会館で行われ、篠原正明職務代理が出席いたしました。

5月31日 水曜日 壬生町観光協会定期総会が、役場101会議室で行われ、梁島源智会長が出席いたしました。

6月15日 木曜日 農地法第4条・第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場101会議室と現地で行われ、高橋敏男農業委員、清水利通農業委員、篠原正明職務代理、川嶋敏雄推進委員、癸生川悦亮推進委員、事務局より宇賀神尚係長と私が出席いたしました。

6月15日 木曜日 農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会が、役場101会議室と現地で行われ、篠原正明職務代理、早乙女誠農業委員、高橋敏男農業委員、高橋宏治農業委員、農政課より中川崇行係長、桑川紘慧主査、事務局より宇賀神尚係長と私が出席いたしました。

6月19日 月曜日 下都賀地方農業振興協議会総会が、下都賀庁舎で行われ、梁島源智会長と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（北原） 自作地 123㍍

譲受人 _____（北原） 自作地 684㍍ 借受地 308㍍

（土地の表示）

壬生町大字羽生田 _____番 畑 2376㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働4人

第2項

譲渡人 _____（下野市） 自作地 40㍍ 貸付地 5㍍

譲受人 _____（福和田） 借受地 69㍍

（土地の表示）

壬生町大字福和田 _____番 畑 1178㎡

壬生町大字福和田 _____番 畑 1438㎡

壬生町大字福和田 _____番 畑 1289㎡

壬生町大字福和田 _____番 畑 638㎡

合計 4543㎡

贈与による所有権移転 稼働1人

以上、第1項、第2項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書及び添付書類、農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項について、去る6月17日、譲渡人、_____氏立会いのもと、大橋好一農業委員、木野内佳代子推進委員とともに、現地調査を行いました。いずれも問題を生ずる恐れはなく、地域との調和要件を満たしておりましたことを、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

2項案件について、去る6月14日 譲受人 _____さん立会いのもと、大関孝男農業委員、鈴木良一推進委員とともに現地調査を行いました。周辺地域との関係について、現地確認いたしました。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認し、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件も満たしておりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 清水利通委員

●8番 清水 利通 委員
贈与による所有権移転ですが、どういう関係の方なのですか。

●4番 大関 孝男 委員
家を買ったら、農地がついてきたという事です。___さんが家を買ったら、農地がついてきた感じですか。

○議長 事務局から説明をお願いします。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

もともと___さんは数年前に新規就農で始めた方なのですが、___さんの家と農地を借りて耕作していて、今回、名義をうつしたい、___さんの方で手放したい、という事です。___さんはきちんと農業をやっている方なので、住宅と農地を合わせて受けるという形で話がまとまったため、今回の申請となった状況です。

○議長 他にございますか。大丈夫ですか。それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

申請人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙 _____ 番 畑 707㎡
自己用住宅敷地

第2項

申請人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙 _____ 番 田 69㎡
壬生町大字壬生乙 _____ 番 田 66.60㎡
壬生町大字壬生乙 _____ 番 畑 161.40㎡
合計 297㎡

選果場敷地

第2項案件について補足しますが、この選果場については令和元年に建築しております。敷地面積が200㎡を超えない農業用施設であるため、転用許可は不要という事で農業用施設の届出を出してもらい、建築した経過があります。今回、第1項案件の農家住宅を建築するにあたり、測量したところ、建物自体は200㎡以下なのですが、立てる場所が少し北にずれていて、選果場の敷地と考えると200㎡を超えてしまっている事が判明しました。そのため____さんに相談し、今回是正のための追認の申請となっております。

説明は以上となります。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る6月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 3番 高橋 敏男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 3番 高橋 敏男 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、6月15日(木)に私と篠原正明職務代理、清水利通農業委員、川嶋敏雄推進委員、癸生川悦亮推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は県道宇都宮栃木線_____から南に約100mに位置する農地で、立地基準は第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、宇都宮市内の貸家で生活をしておりますが、子供の成長に伴い現在の住まいが手狭になってきたこと、また壬生町で農業を営んでいることから壬生町にて戸建住宅の建築を検討していました。畑や選果場からも近く、利便性が良いことから当該地を最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金は金融機関からの融資で対応します。また開発許可については、県 都市計画課との協議が済みしております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過においても第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件について報告します。

申請地は第1項案件と同じ、県道宇都宮栃木線_____から南に約100mに位置する農地で、立地基準は第2種農地に該当します。

この案件につきましては、事務局からの説明のとおり、是正の申請となっております。

ります。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。また、開発許可については適用除外となっております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (六美町北部)

賃借人 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁 _____ 畑 1200㎡

太陽光発電設備敷地 20年間の賃借権の設定

第2項

賃貸人 _____ (国谷中央)
 賃借人 _____ (鹿沼市)
 (土地の表示)

壬生町大字国谷 _____ 番	畑	729.12㎡
壬生町大字国谷 _____ 番	畑	778.27㎡
	合計	1507.39㎡

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権の設定

第3項

貸人 _____ (上田)
 _____ (鹿沼市)
 借人 _____ (鹿沼市)
 (土地の表示)

壬生町大字上田 _____ 番	畑	2304㎡
壬生町大字上田 _____ 番	畑	310.19㎡
	合計	2614.19㎡

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の使用貸借権の設定

第4項

譲渡人 _____ (車塚)
 譲受人 _____ (壬生町)
 (土地の表示)

壬生町大字福和田 _____ 番	田	5㎡
壬生町大字福和田 _____ 番	田	53㎡
壬生町大字福和田 _____ 番	田	3㎡
壬生町大字福和田 _____ 番	田	11㎡
壬生町大字福和田 _____ 番	田	2703㎡
壬生町大字福和田 _____ 番	田	206㎡
壬生町大字福和田 _____ 番	田	32㎡
壬生町大字福和田 _____ 番	田	14㎡
	合計	3027㎡

資材置場 売買による所有権移転
 説明は以上になります。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る6月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 3番 高橋

敏男 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 敏男 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第4条の現地調査と同じ6月15日 木曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東に約600mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は、現在耕作されておらず、適正な面積、日照量を確保することが出来るため、最適地として選定したとのことです。550ワットのパネル270枚、合計出力113.85キロワットの太陽光発電設備を予定しており、事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

地図を見ると、道路みたいのがありますが、道路ではないですか。左側で隣接の。これは道路とは違うのですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

私道というか、個人の土地の中に、農地が細長いため端を通っていくための完全な私道になります。ただ、形状は道のように通れるようになっているので、住宅地図には道として記載されているが、公道ではないです。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 敏男 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____の東に位置する農地で、第2種農地に該当します。事業計画書によると、農地から1mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については建設発生土を調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地で、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 敏男 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約600mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2m、宅地から3mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3mを掘削し、保安角度を45度取る計画となっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については自社ストックヤードから調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守る事について厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 敏男 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、_____から西に400mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は土木建設業を営んでおりますが、事業規模の拡大に伴い資材置場が手狭になっていたところ、申請地の売買の話があったとのこ

とです。申請地は、現在使用している資材置場に隣接しており面積や形状も十分であったため、今回の申請に至ったとのこと。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

現在使用している資材置場に隣接しているという事ですが、この地図のどこに現在使用している資材置場があるのですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

案内図ですが、申請地の隣地で、そこに確かに_____と書いてあるのですが、_____でずっと所有していて資材置場として使っています。

○議長 他にございますか。

2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

内容ではないが、いま言ったように地図が現実と違う、いつの時代の住宅地図なのかわからない。状況が変わってきているので、現状にあわせた地図にしてもらいたい。他の地図もそうですが、今なら新しいのがあはずですね。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

相手方が地図を添付してきて、それでわかりづらい時には役場の地図を使うのですが。

○議長 申請書に、この地図は添付されてくるのだから。

●2番 大橋 好一 委員

相手が持ってくる地図が古いという事ですね。そこは指導的なことはできない

のですか。

○議長 これから指導して行ってください。

○議長 それでは採決いたします。議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、6月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第5 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (助谷)

_____ (助谷)

_____ (助谷)

賃借人 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字助谷 _____ 番	畑	2 1 8 8 m ²
壬生町大字助谷 _____ 番	畑	6 3 8 m ²
壬生町大字助谷 _____ 番	畑	1 1 8 0 m ²
壬生町大字助谷 _____ 番	畑	3 5 4 m ²
	合計	4 3 6 0 m ²

園芸用土採取を目的として令和4年6月28日付で許可が出ておりますが、今回、令和6年6月27日までの期間の延長のための変更申請と

なっております。

○議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、この件につきましては去る6月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 3番 高橋 敏男 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 3番 高橋 敏男 委員（1項案件について報告）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ6月15日 木曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項についてご報告します。

こちらの案件は、令和4年6月28日付で圃芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、社長の体調不良により計画通りに作業を進めることが出来ず、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来ていない状況であることから、1年間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 　全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 　次に、日程第6 議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議

題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

なお、この案件には、一括方式 新規・賃借権に、琴寄 成人 委員が、設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参加が制限されます。

琴寄 成人 委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。それでは、改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、説明いたします。

議案書の8ページから10ページ、一括方式の新規・賃借権分について、面積合計が37,840㎡となっております。

次に議案書11ページ、一括方式の新規・使用賃借権分について、面積合計が10,248㎡となっております。

次に議案書12ページ、所有権移転分について、面積合計が5,014㎡となっております。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長　ここで 琴寄委員 に退席をお願いします。

(琴寄 成人 委員 退席)

○議長　先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長　琴寄 委員 は、席にお戻りください。

(琴寄 成人 委員 着席)

○議長　次に、日程第7 議案第6号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第6号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。今回、農用地区域の変更申請が3件ございました。順に説明いたします。

1番

下稲葉字_____番の一部 田 441㎡
自己用住宅を目的とし、_____氏の土地を、息子の_____氏が利用する
計画となっております。

2番

助谷字_____番の一部 台帳 畑 現況 田 495㎡
自己用住宅を目的とし、_____氏の土地を、 夫妻が利用す
る計画となっております。

3番

上田字_____番 台帳 畑 現況 雑種地 1160㎡
上田字_____番 台帳 畑 現況 その他 228㎡
太陽光発電設備管理用地として、_____氏の土地を、_____が利用
するため、除外の申請となっております。

説明は以上です。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る6月15日の調査委員
会において調査済みですので、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をも
つての除外）1番の案件について、調査委員長の 9番 早乙女 誠 委員から、
現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員（1番の件について報告）

議案第6号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について、審査会の審査結果
をご報告いたします。

審査等については、6月15日 水曜日に私と、篠原正明職務代理、高橋敏男
委員、高橋宏治委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、農政課 中川崇行係長、
桑川紘慧主査の8名で行いました。

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご
報告いたします。

申請地は、_____から南へ約300mに位置する農地です。土地の所有者
は_____氏で、土地の利用予定者の_____氏が分家住宅用敷地を目的とした
除外の申し出となっております。申出人は現在、実家にて生活しておりますが、結
婚を機に、世帯の独立を考え、住宅の建築を検討していました。自身が所有する
土地はないため、両親が所有する土地を検討したところ、実家の隣接地である当
該地を提供してもらえることとなり、他に適した土地がないため、今回の申し出

に至ったという事です。

申請地が、周辺農地への影響が少ないこと、また、上水は井戸から給水し、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内自然浸透の予定のため、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項にある

- ・農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用区域以外に代替する土地がないこと
 - ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 等の農振除外の要件を満たしているものと思われますので、審査会としましては、農用区域除外はやむなしとなりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第6号 農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番の案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号 農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、議案第6号 農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2番の案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員（2番の案件について報告）

農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2番について、ご

報告いたします。

申請地は、_____から南東へ約1 kmに位置する農地です。土地の所有者は_____氏で、土地の利用予定者の_____氏が分家住宅用敷地を目的とした除外の申し出となっております。申出人は現在、町内のアパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い、現在の住まいでは手狭になるため、住宅の建築を検討していました。自身が所有する土地はないため、両親が所有する土地を検討したところ、実家の隣接地である当該地を提供してもらえることとなり、他に適した土地がないため、今回の申し出に至ったという事です。

申請地が、周辺農地への影響が少ないこと、また、上水は町水道から給水し、汚水・雑排水については農業集落排水に接続し、雨水は敷地内自然浸透の予定のため、農地の集団的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項にある

- ・農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用区域以外に代替する土地がないこと
 - ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 等の農振除外の要件を満たしているものと思われますので、審査会としましては、農用区域除外はやむなしとなりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑にはいります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員
分家住宅という事ですが、____さんが____さんの__さんなのですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）
____さんの__です。そのつながりで土地を提供してもらったようです。

○議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号 農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもっての除外）2番の案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号 農用地区域の変更明細(他の土地利用目的をもつての除外)2番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を交付いたします。

○議長 続いて、議案第6号 農用地区域の変更明細(他の土地利用目的をもつての除外)3番の案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員(3番の件について報告)

続きまして、3番についてご報告いたします。

申請地は_____から北西に約300mに位置する農地です。土地の所有者は_____氏で、土地の利用予定者の_____が太陽光発電設備管理用地を目的とした除外の申し出となっております。_____は、申請地の隣地に太陽光発電所を所有しております。申請地において、発電所の管理用地及び駐車場として利用したく、今回の申し出に至ったとのこと。

この案件につきましては、農政課から県へ事前相談をしたところ、管理用地については、太陽光発電設備の敷地内に設置するべきであり、数台の駐車スペースとしては申請面積が過大である、と回答がされているとのこと。現地調査においても、農振法第13条第2項の規定にある、農用地等以外の用途に供することの必要性、適当性については認められなかったため、審査会としましても、農用地区域除外は適当ではないと判断しておりますので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑にはいりません。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

これは認められないという事ですか。

●事務局 説明(宇賀神農地調整係長)

今、早乙女委員が報告していただいた通り、農政課から県に事前相談をしたところ、この部分の必要性に疑問を感じるという事で、許可できるものではないと

の回答です。そのことに関して相手方に、どう説明するのかと質問したが、明確な回答が得られず、申請が出されてしまっている状況で、今後、県からの指摘、町からの指摘について、相手方からこちらが納得できるだけの説明があれば、結果は変わってくるかもしれませんが、今回の申請ではその疑問点が解決されていない状況ですので、そうすると「適している」と回答するのは違うのではないかと、調査委員会の時に話し合い、今回、農用地区域除外については、農業委員会が不許可を決める訳ではなく、意見を求められた場合には、「適当ではない」ということで、報告とさせていただきます。

● 1 番 刀川 正己 委員

ここは前にも何回か同じところが出ていますよね。一時転用か何かで。

● 事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

そうですね。前回は申請が出てきたときにも違反状態であるという事で、通らなかった案件なのですが、今回は申請としての計画が農用地除外に相応しくないというところで、除外は適当ではないという判断になっています。

● 1 番 刀川 正己 委員

水路があるとかという話もあったが。水が流れているとかは別として。

● 事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

水路については付け替えをして、建設課と協議をして付け替えをしてある状況です。水路の部分も併せてやるという事ではなくて、水路は付け替えをして払い下げをしています。自分の土地として、水路は問題ないという事です。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第6号 農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）3番の案件については、農用地区域除外に関する審査会の意見を、農業委員会の意見とすることでご異議ありませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、そのように決定いたします。

○議長 次に、日程第8 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の15ページのとおり1件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員（1項案件について報告）

報告いたします。鈴木推進委員と、業者の___さんと現地確認をし、昭和59年に農家住宅を新築した時から、宅地利用をしている、という事を確認いたしました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

議案第1号の第2項に___さんの地図があるのですが、このどの辺のところ为非農地なのか。

●事務局 説明（齋藤主任）

___番___の色がついているところの北側の細い道の部分、あと住宅地図上は分かれていないのですが、家の部分も何筆かに分かれていまして、そのあたりを今回、非農地証明で証明いたしました。

●2番 大橋 好一 委員

あと左側の___さんの住宅の母屋との間に何か、物が建っていますよね。

●事務局 説明（齋藤主任）

ここについては、農業用の施設になっていまして届出がちゃんと出ています。きれいにして3条の申請も出せるような状態になっています。

○議長 よろしいですか。それでは以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に日程第9 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の16ページから18ページのとおり8件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に日程第10 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページのとおり1件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第11 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の20ページのとおり2件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

○議長 次にその他の件を議題といたします。

●事務局 説明（松本主任）

その他について

1、「令和6年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項」について

要望がある場合は、添付の用紙に記入し7月14日（金）までに提出願います。昨年の下都賀地区の要望が添付してありますので、参考にしてください。

2、令和5年度版農作業標準賃金一覧表について

令和3年度に見直したものを添付してあります。今回見直すものはないでしょうか。問題なければ、同じものを県に報告いたします。

3、令和5年度「田畑売買価格等に関する調査」について

壬生地区、稲葉地区、南犬飼地区とあります。令和4年5月1日から令和5年4月30日までの売買価格の調査についてです。

問題がなければ、これで報告をさせていただきます。

4、壬生町食育推進委員会委員の推薦について

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

提出期限が6月16日のため、一旦現職の早乙女 誠委員を継続としました。7月の改選後、第1回総会時に新委員の推薦を行います。

5、壬生町観光協会会費の納入について

3,000円を農業委員会親睦会より支出いたします。

6、壬生町ふるさと祭り 花火協賛金の納入について

30,000円を親睦会より支出いたします。

7、壬生町農業委員会親睦会、旅行積立、全国農業新聞会計 収支決算報告書について

添付のものをご確認願います。6月20日現在まで。7月の現地調査のお昼代のみ残高として残してあります。

事務連絡について

令和5年度全国農業新聞の表彰について

添付資料をご確認ください。

全国農業会議所より、表彰状が届いております。

農業新聞について、皆さん、継続という形でもよろしいでしょうか。

委員を退任する場合は、報酬のほうから引けなくなるので、口座引落の口座番号を教えてください。

○議長 一回やめて、次の委員さんが普及するから、それでもいいですよ。それでも問題ないのなら、そうしたほうがいよね。

●事務局 説明（松本主任）

では、皆さんの分を7月で一旦、解約させていただきます。

継続の方は今度の報酬から引かせていただきます。

●局長 今日の懇親会は、マイクロバスが5時に役場を出発いたします。役場で乗って

いただく方は、役場5時発。南犬飼公民館は5時15分、稲葉公民館は5時30分と回ります。

会場は6時開会となりますので、バスがつき次第、始めたいと思います。会費の方は会場でお預かりします。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第36回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

【午後4時30分閉会】

会長 梁 角 源 智

7番 琴 野 成 人

6番 高 橋 宏 治